

第75号議案 大田区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

- 改正理由  
こども医療費助成制度の対象児童を高校生等までに拡大するため、本条例の一部を改正する。
- 改正内容（案）  
新旧対照表のとおり
- 施行予定年月日  
令和5年4月1日から施行する。

大田区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第34号）

新旧対照表

新	旧
<p>○大田区乳幼児、<u>義務教育就学児及び高校生等</u>の医療費の助成に関する条例 平成19年3月20日 条例第34号 改正 令和4年 月 日第 号</p> <p>（目的） 第1条 この条例は、乳幼児、<u>義務教育就学児及び高校生等（以下「児童」という。）</u>に係る医療費の一部を助成することにより、児童の健康の確保及び増進並びに保護者の経済的負担の軽減を図り、もって次代の社会を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この条例において「<u>乳幼児</u>」とは、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2 この条例において「<u>義務教育就学児</u>」とは、満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p>	<p>○大田区乳幼児<u>及び義務教育就学児</u>の医療費の助成に関する条例 平成19年3月20日 条例第34号</p> <p>（目的） 第1条 この条例は、乳幼児<u>及び義務教育就学児</u>に係る医療費の一部を助成することにより、児童の健康の確保及び増進並びに保護者の経済的負担の軽減を図り、もって次代の社会を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この条例において「<u>児童</u>」とは、<u>乳幼児（満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）及び義務教育就学児（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち乳幼児以外のものをいう。）</u>をいう。</p> <p>2 この条例において「<u>保護者</u>」とは、<u>父又は母、後見人その他の者で児童を現に監護し、かつ、扶養するもの（父及び母が共に児童を現に監護し、かつ、扶養する場合は、</u></p>

新	旧
<p>3 <u>この条例において「高校生等」とは、満15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>4 <u>この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</u></p> <p>(1) <u>児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（父及び母が共に児童を現に監護し、かつ、生計を同じくする場合は、当該父及び母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者）</u></p> <p>(2) <u>父若しくは母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持する者</u></p> <p>(3) <u>高校生等が何人からも監護されておらず、大田区（以下「区」という。）が必要と認める場合の当該高校生等本人</u></p> <p>5 （略） （対象者）</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、児童の保護者で次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) <u>保護者の保護する児童が区内に住所を有すること。</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第4条から第13条まで （略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>当該父及び母のうちいずれか当該児童の扶養する程度の高い者）をいう。</u></p> <p>3 （略） （対象者）</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、児童の保護者で次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) <u>保護者及びその者の保護する児童が区内に住所を有すること。</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第4条から第13条まで （略）</p>